

久喜市空家等の適切な管理に関する条例

令和3年3月18日

久喜市条例第10号

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の対策に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全及び防犯のまちづくりの推進を図り、もって市民の安全で安心な暮らしの実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「空家等」とは、法第2条第1項に規定する空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

2 この条例において「特定空家等」とは、法第2条第2項に規定する特定空家等であって、本市の区域に所在するものをいう。

3 この条例において「管理不全空家等」とは、適切に管理されていない空家等であって、本市の区域に所在するもののうち、規則で定めるものをいう。

4 この条例において「所有者等」とは、空家等を所有し、又は管理する者をいう。

5 この条例において「市民」とは、市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。

(所有者等の責務)

第3条 所有者等は、特定空家等又は管理不全空家等にならないよう空家等を適切に管理しなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、法第6条第1項に定める空家等対策計画を策定し、これに基づく空家等に関する対策を実施するとともに、必要な措置を適切に講ずるものとする。

(情報提供)

第5条 市民は、管理不全空家等があると認めるときは、速やかに市にその情報を提供するよう努めるものとする。

(助言又は指導)

第6条 市長は、管理不全空家等（特定空家等を除き、管理不全空家等になるおそれがあるものを含む。以下この条及び次条において同じ。）の所有者等に対し、修繕、立木の剪定、雑草の除去、防犯上の措置その他周辺的生活環境の保全のために必要な措置を講ずるよう助言又は指導をすることができる。

(勧告)

第7条 市長は、前条の指導をした場合において、なお当該管理不全空家等の状態が改善されないと認めるときは、当該指導を受けた者に対し、期限を定めて、当該指導に係る措置を講ずるよう勧告をすることができる。

(緊急安全措置)

第8条 市長は、管理不全空家等又は特定空家等（以下この条及び次条において「措置対象空家」という。）に起因して、地域住民の生命、身体又は財産に重大な危害を及ぼすおそれがあり、かつ、第6条の助言若しくは指導若しくは前条の規定による勧告又は法第14条第1項の助言若しくは指導、同条第2項の規定による勧告若しくは同条第3項の規定による命令により所有者等に当該危害を避けるための措置を行わせる時間的余裕がなく緊急に当該措置を行う必要があると認める場合に限り、当該危害を避けるための必要最小限の措置として規則で定めるもの（以下「緊急安全措置」という。）を講ずることができる。

2 市長は、緊急安全措置を講じようとするときは、当該措置対象空家の所有者等の同意を得なければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき、当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときその他やむを得ない事由により当該措置対象空家の所有者等の同意が得られないときは、この限りでない。

3 市長は、緊急安全措置を講じたときは、その内容を当該措置対象空家の所有者等に通知しなければならない。ただし、当該措置対象空家の所有者等を確知することができないとき又は当該措置対象空家の所有者等の所在が判明しないときは、当該通知の内容を公示しなければならない。

4 市長は、緊急安全措置に係る費用を支出したときは、当該措置対象空家の所有者等にその費用を請求することができる。

(立入調査)

第9条 市長は、前条第1項の規定の施行に必要な限度において、職員又は委任した者に措置対象空家に立ち入らせ、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(職務権限を示す証明書の携帯等)

第10条 緊急安全措置又は前条第1項の規定による立入調査をする職員又は委任を受けた者は、その職務権限を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(協力の要請)

第11条 市長は、空家等の適切な管理のために必要があると認めるときは、関係機関に対し、必要な協力を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関

する条例第4条の規定によりされた助言、同条例第7条第1項の規定によりされた指導又は同条例第7条第2項の規定によりされた勧告は、それぞれこの条例の相当規定によりされた助言、指導又は勧告とみなす。

- 3 この条例の施行前にこの条例による改正前の久喜市空き家等の適正管理に関する条例第8条の規定によりされた命令又は同条例第9条第1項の規定によりされた公表については、なお従前の例による。